

デジタル庁におけるガバメントクラウド整備の  
ためのクラウドサービスの提供  
-令和4年度募集-

調達仕様書

デジタル庁 省庁業務サービスGクラウドT

## 1 調達件名

デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供  
－令和4年度募集－（以下「本調達」という。）

## 2 調達の背景

政府は、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口としてデジタル庁を創設することを柱としたデジタル改革について検討を加え、令和2年12月25日、IT基本法の見直しの考え方やデジタル庁設置の考え方について政府の基本的な方針を盛り込んだ「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（以下「デジタル改革基本方針」という。）を閣議決定した。

その後、この方針等を踏まえ、デジタル改革関連法案が令和3年2月9日に閣議決定され、国会審議を経て成立した。

デジタル改革基本方針では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

また、デジタル社会の形成に向けた基本的な施策として、政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であるクラウドサービスを整備することとされている。

## 3 目的等

### 令和4年度におけるクラウドサービスの募集

ガバメントクラウドの活用では、令和3年度より地方公共団体の先行事業及びデジタル庁WEBサイト等において利用を開始しているが、新たな情報システムによる利用も視野に以下の案件において利用を開始する予定であることから、追加で公募を実施する。

- ・ スマホ JPKI
- ・ その他調査研究等

## 4 事業の内容

### (1) スマホ JPKI

スマホ JPKI においては、新型コロナウイルス感染症対策の経験等をふまえ、目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿を、2025年（令和7年）までに達成するために必要な取組方針が示されており、取り組み課題の一環である「マイナンバーカードの機能強化」の中でマイナンバーカードの利便性向上に向けて、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載が提言され、2021年度（令和3年度）

未までに技術検証・システム設計を行い、2022年度（令和4年度）中の実現を目指すことが示された。

実現に向けた課題を解決すべく、技術・運用面での課題及び必要な検証項目の洗い出し、実現性の検証を実施するためのクラウドサービス及び関連サービスについて提供する。

提供するクラウドサービスは、外部からの不正アクセスや意図しない情報漏えいを未然に防止できるよう、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度であるISMAPに登録されたクラウドサービスを条件とするとともに「別紙1\_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」を満たすクラウドサービスを提供するものとする。

## (2) その他調査研究等

デジタル庁において実施する、デジタル連携基盤の構築やデータ分析基盤の構築に向けた各種調査研究に向けたクラウド環境を提供する。

クラウドサービスに求める要件は、(1)と同様の要件を満たすクラウドサービスを提供するものとする。

## 5 調達の範囲

本調達の範囲は、クラウドサービス及びこれに関連するサービスであり、概要は以下のとおりである。

### (1) 基本事項及びマネージドサービス

クラウドサービスに係る基本事項及びマネージドサービスは「別紙1\_基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細」を満たすクラウドサービスとする。

### (2) 付随作業

クラウドサービスを利用するに当たって、付随する関連サービスの提供を行う。

## 6 契約期間

本調達の契約期間は、契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

## 7 個別契約の締結

クラウドサービスを提供するに当たっての詳細な条件は、デジタル庁と締結する「クラウドサービス基本契約書」に準拠して締結される「個別契約」において定めるものとする。

## 8 実績レポートの提出

(1) クラウドサービスを提供する事業者は、毎月の利用量及び利用料金の確定後、前月の利用実績を提出するものとする。

(2) 実績レポートの内容及び提出時期は、個別契約において定めるものとする。

※「別紙2\_クラウドサービスの整備に係るクラウド予定利用量」に示すクラウド予定利用量は、調達仕様書作成時での想定量を示しており、確定した利用量ではない。

## 9 クラウドサービスの利用におけるセキュリティ対策

- (1) 原則として準拠法については日本法とし、国際裁判管轄は東京地方裁判所とすること。
- (2) クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、原則、1年以上の期間をもって事前にデジタル庁へ通知すること。なお、1年に満たない場合には、クラウドサービス上で稼動する情報システムの移行期間を考慮した対策方法を提示しデジタル庁と協議すること。
- (3) クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存されたデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果をデジタル庁に書面で報告すること。なお、実施方法等の詳細については、デジタル庁と協議するものとする。
- (4) クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、デジタル庁からの要求があった場合は提供すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。
- (5) インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。
- (6) クラウドサービスにおける脆弱性対策の実施内容をデジタル庁が確認できること。
- (7) クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標（RPO）等の指標を提示すること。なお、データセンターは地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。
- (8) クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。
- (9) クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。
- (10) 本業務において、クラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。
- (11) 主管元に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、主管元において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に取り扱うため、必要に応じて当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講じること。
- (12) ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得していること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。
- (13) ISO/IEC27018 もしくはそれに基づく認証を取得していること。又は、同等の取扱いを行うこと。

- (14) クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。もしくは、同等の実績を有することを示すこと。
- ① ISO/IEC27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証
  - ② セキュリティに係る内部統制の保証報告書(SOC 報告書(Service Organization Control Report))
  - ③ 第三者監査人による情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書 (クラウド情報セキュリティ監査制度に基づく CS マークが付された CS 証明書等)
- (15) クラウドサービスのサプライチェーンリスクへの対応として、NIST SP800-53 rev4 又は相当以上の規格に対応する監査フレームワークに対応し、第三者監査人により適切であると言明された報告書等を示すこと。

## 10 その他

- (1) 本調達は、原則として日本語により対応すること。
- (2) 本仕様書に記載なき事項にあっても本調達の業務遂行において必要と認められる事項に関しては、別途協議の上、実施すること。

## 11 担当者・連絡先

担当者 デジタル庁 省庁業務サービス G ガバメントクラウド担当  
山海・山崎・大荷

連絡先 東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階  
電話 : 03-4477-6775